

～ 退職後の医療費負担を軽減するために ～

退職会員総合保険

退職予定の皆様へ！

神奈川県厚生福利振興会では、退職後の医療費の補助を行う「退職会員総合保険」を実施しています。

退職される会員の方はもちろん、配偶者の方も加入できます。

退職後の充実した生活のため、是非！！ご加入をご検討ください。



高齢化社会を迎え、老後生活への関心は益々高まってきております。豊かで潤いのある退職後の生活を送るには、何より健康が大切なポイントとなります。

この保険は、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会の現職会員及びその配偶者の方の退職後の生活安定のために「会員の相互扶助」を基本理念に万が一の病気、負傷等に備えていただく生活保障保険です。

保険内容を十分ご理解いただいた上で、お申し込みいただきますようご案内申し上げます。

退職会員総合保険のココがポイント！

ポイント 1 ★75歳まで、病気やケガ等の通院やくすり、入院にかかる医療費を保険金として受け取ることができます。

ポイント 2 ★通院にかかる医療費が対象となる保険は他にありません。

ポイント 3 ★民間の生命保険にはない制度です。

ポイント 4 ★配偶者の方も加入できます。

ポイント 5 ★長寿年齢に達したとき祝金が以下のとおり支給されます。
70 歳(古希)3 万円、77 歳(喜寿)5 万円、88 歳(米寿)7 万円、99 歳(白寿)10 万円

ポイント 6 ★退職後のレクリエーション事業として演劇鑑賞会、音楽鑑賞会等を割安な料金で提供します。

～医療機関で保険適用の治療を受けたとき～

医療機関ごとに1ヶ月分の治療費・薬代等が 2,100 円を超えた自己負担額部分の医療費を「**月額 20,000 円、年間 100,000 円**」を**限度**に「医療保険金」として給付します。

退職会員総合保険とは

退職後、健康保険や国民健康保険等により医療機関で支払う本人負担の医療費のうち、国民健康保険法又は医療保険各法に定める保険適用の範囲分について給付を行う制度です。

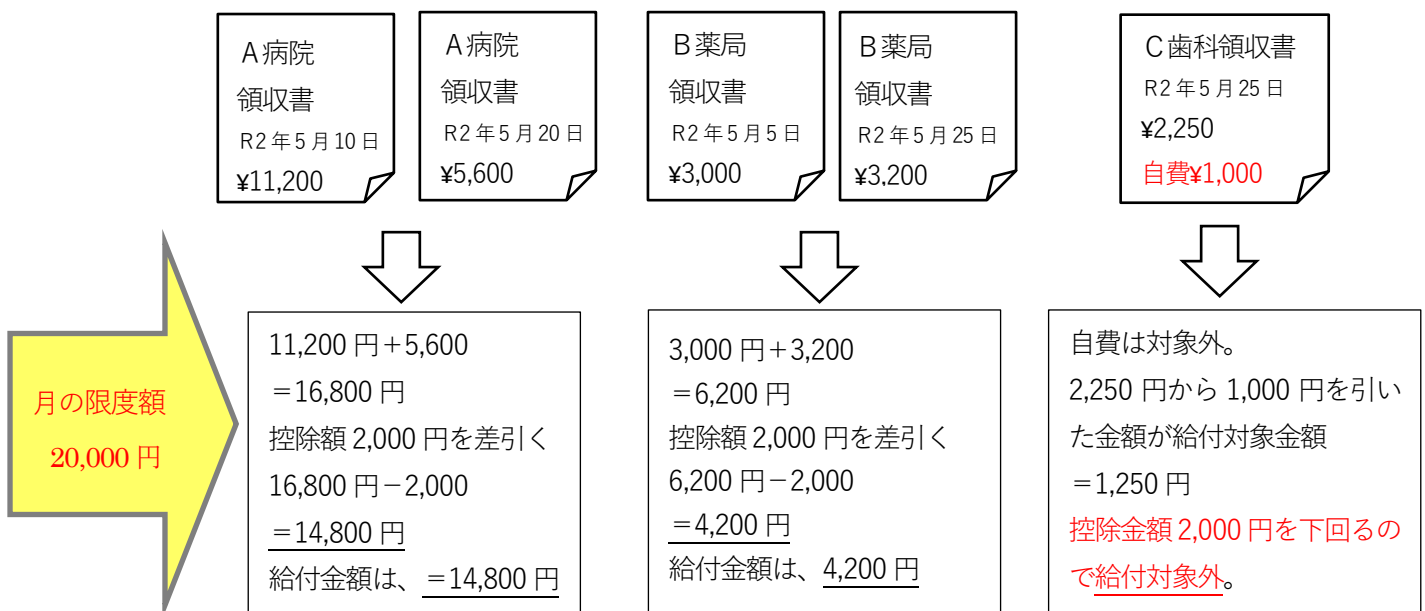
保険金について

医療保険金

- 1 社会保険、国民健康保険又は共済組合の任意継続制度に必ず加入したうえで、保険医療機関等で診療を受けたとき及び処方箋による調剤を受けたとき、診療報酬明細書ごとの自己負担額から **2,000円を控除した額（100円未満を切り捨て）が支払われます。**
- 2 **「医療保険金」の限度額は、月額20,000円、年間100,000円です。**
 - (1) 受診月ごとに、医療機関ごと、医科・歯科別、入院・外来別、調剤薬局別ごとに分けます。
(注) 保険適用外の差額ベッド料、食事代、人間ドック・健康診断、予防接種等は、対象となりません。
 - (2) 「医療保険金」は、医療機関・調剤薬局ごと1ヶ月単位で支払います。
 - (3) ご加入の共済組合等の健康保険から一部負担払戻金制度の給付を受けた場合は、医療保険金の対象となりません。

請求例

それぞれの医療機関ごとに支払った自己負担額から控除金額2,000円（100円未満は切り捨て）を超えるか、超えないかを計算します。



祝 金

長寿年齢に達したときに祝金を支払います。

【保険金額】 古希（70歳）3万円、 喜寿（77歳）5万円、 米寿（88歳）7万円
白寿（99歳）10万円

加入申込みについて

1 加入要件

現職会員で退職された方及びその配偶者で、満45歳以上の方が対象です。

2 申込期間

- (1) 加入希望の方は、退職日の翌日から**3か月以内**に「退職会員総合保険加入申込書」第1号様式を提出してください。**申込期間終了後の加入はできません。**
- (2) 「退職会員総合保険重要事項説明書」・「退職会員総合普通保険約款」の内容を確認・同意のうえ、ご提出ください。
- (3) **重要事項説明書及び約款については、振興会ホームページ** (<https://www.k-fukuri.or.jp>) **にて保険約款をご確認ください**
【ユーザー名：kkf パスワード：shokuin】

3 加入日

※ 退職日の翌日が加入日となります。

4 保険料について

- (1) 保険料は、加入時の年齢に応じた**保険料(別表1)**を加入時に一括して納めていただきます。
- (2) 保険料に対して、「退会返還保険金」を充当することができます。
 - * 「退会返還保険金」 現職中に退職会員総合保険に加入する目的として納めていた継続会費(給料月額×2/1000)
 - (ア) 退職2年後から医療保険金の給付を受ける。
 - (イ) 退職日翌日から医療保険金の給付を受ける。
退職日翌日の満年齢に応じた保険料と**年齢に応じた加算額(別表2)**を納めていただければ、退職日の翌日から医療保険金が支払われます。

(ア)	退職2年後	「保険料」 - * 「退会返還保険金」
(イ)	退職日翌日	「保険料」 - * 「退会返還保険金」 + 「加算額」

※配偶者の方が加入される場合は、年齢に応じた保険料を一括して別途納めていただきます。

(例) 定年退職時(60歳)に加入した場合(退会返還保険金は平均額)

(ア)	退職2年後	660,000円 - 250,000円 = 410,000 円
(イ)	退職日翌日	660,000円 - 250,000円 + 140,000円 = 550,000 円

(3) 保険料(別表 1) (令和 2 年 4 月 1 日現在)

退職日の翌日の満年齢に応じた額です。

年齢	保険料 (円)	年齢	保険料 (円)	年齢	保険料 (円)	年齢	保険料 (円)	年齢	保険料 (円)
45歳	1,582,000	50歳	1,153,000	55歳	895,000	60歳	660,000	65歳	405,000
46歳	1,490,000	51歳	1,080,000	56歳	845,000	61歳	610,000	66歳	350,000
47歳	1,402,000	52歳	1,035,000	57歳	800,000	62歳	560,000	67歳	295,000
48歳	1,316,000	53歳	990,000	58歳	750,000	63歳	510,000	68歳	240,000
49歳	1,233,000	54歳	940,000	59歳	705,000	64歳	460,000	69歳	190,000
年齢	保険料 (円)								
70歳	135,000								
71歳	85,000								
72歳	30,000								

(4) 加算額(別表 2) (令和 2 年 4 月 1 日現在)

支払い開始を退職日の翌日から希望される場合、保険料に下記金額が加算されます。

区 分	加算額 (円)
59歳未満	110,000
59歳以上63歳未満	140,000
63歳以上	180,000

5 保険期間

(1) 保険期間は、加入日から終身とします。

(2) 医療保険金給付期間

始期は加入日の 2 年後（加算金を納入した場合は、加入日）とし、終期は 75 歳に達した日の属する月の末日（その日が月の初日にあつては、その前月の末日）までとします。

※ 長寿祝金・厚生事業のご案内は継続します。

その他保険金等について

1 死亡保険金

退職会員の死亡時の年齢に応じて別表 3 に定める額を支払います。

2 解約及び脱退返戻金

退職会員は、いつでも保険契約を解約し、脱退返戻金を請求することができます。

脱退時の年齢に応じて別表 3 に定める額を支払います。

(1) 死亡保険・脱退返戻金金額表(別表3)

年齢	金 額(円)	年齢	金 額(円)	年齢	金 額(円)	年齢	金 額(円)
4 5 歳	500,000	5 2 歳	360,000	5 9 歳	220,000	6 6 歳	80,000
4 6 歳	480,000	5 3 歳	340,000	6 0 歳	200,000	6 7 歳	60,000
4 7 歳	460,000	5 4 歳	320,000	6 1 歳	180,000	6 8 歳	40,000
4 8 歳	440,000	5 5 歳	300,000	6 2 歳	160,000	6 9 歳	20,000
4 9 歳	420,000	5 6 歳	280,000	6 3 歳	140,000	7 0 歳 以上	10,000
5 0 歳	400,000	5 7 歳	260,000	6 4 歳	120,000		
5 1 歳	380,000	5 8 歳	240,000	6 5 歳	100,000		

注 事 事 項

(1) この保険の保険料は次の理由により「**生命保険料控除**」の対象とはなりません。

「生命保険料控除の対象となる者は所得税法第76条に規定されている、生命保険又は損害保険の『免許』を取得した保険会社であり、振興会は、行政庁の『認可』を取得した認可特定保険業であることから対象とならない。」

(2) **医療費控除の確定申告をされる方**は、給付を受けた医療保険金については「任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金」の扱いとなり、**支払った医療費から医療保険金は除外する**必要があります。

退職会員総合保険加入の流れ

5月中旬頃 「退職会員総合保険加入」パンフレットを会員の皆さまへ送付

6月下旬頃 「退職会員総合保険加入申込書」提出期限

7月中旬頃 保険料納入通知書を振興会から加入希望者へ送付

7月末日頃 保険料振込み期限

「退職会員総合保険加入通知書」を振興会から送付

一般財団法人 神奈川県厚生福利振興会 事業課 退職事業係

〒231-8320

横浜市中区山下町1番地 シルクセンター4階 TEL 045-680-0254

振興会ホームページのご案内

振興会ホームページに退職会員総合保険に関する情報を掲載しています。

「医療保険金請求書」等がダウンロードできますのでご活用ください。

①神奈川県厚生福利振興会と検索してください。



②ホームページ上部バナー「退職者へのご案内」をクリック



③退職会員総合保険に加入している方をクリック



④パスワード「shokuinob」を入力 ※半角英数字

